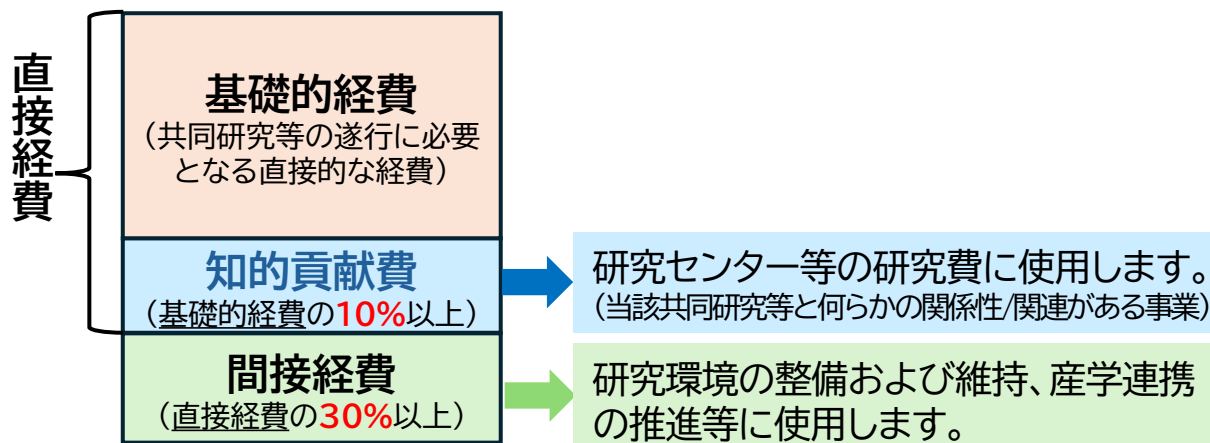


共同研究等における経費の算定方法について

- 令和7年4月以降の共同研究等(※)の経費に「知的貢献費」を導入します。
- 間接経費を従前の「20%以上」から「30%以上」に変更します。

概要

「知的貢献費」は、理研が有する科学的・技術的知見が共同研究等の遂行に与える付加価値及び外部機関(企業等)への貢献度を勘案した経費です。



※共同研究等:共同研究、試験研究受託(受託試験を含む)、技術指導

- ✓ 理研との共同研究等から創出される価値に基づき、知的貢献費を含めた総額を合意いただきますようお願いいたします。
- ✓ 個々の具体的な状況や共同研究等の双方の貢献なども考慮して、知的貢献費や間接経費について柔軟性をもって対応します。
- ✓ 知的貢献費には、理研が保有している知的財産権(共同研究等により創出される知的財産権を含む)の実施料は含みません。
- ✓ 今回の改正のご案内をする前から調整を開始していた場合、従前どおりの条件での合意も可能とします。将来的には新しい条件で合意できるようにご理解をお願いします。

知的貢献費の導入および間接経費の変更の背景

- 文部科学省および経済産業省によるガイドラインにおいて、研究者等の有する「知」への価値付けが提唱され、大学・研究機関では、共同研究契約等における「知的貢献費」の導入も進められています。
- 間接経費につきまして、大学・研究機関が外部機関と連携する際に30%以上の間接経費を措置することが一般的となっています。